

四半期報告書

(第6期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社マルハニチロホールディングス

(E00020)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	7
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14

第5 経理の状況	15
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書	18
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	20

2 その他	26
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	27
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月10日
【四半期会計期間】	第6期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 勇二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03（3216）0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第5期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高(百万円)	228,581	200,868	897,452
経常利益(百万円)	6,175	2,080	8,081
四半期(当期)純利益(百万円) (△は純損失)	2,156	1,888	△6,282
純資産額(百万円)	92,042	82,125	77,910
総資産額(百万円)	558,986	534,804	521,459
1株当たり純資産額(円)	130.18	111.93	103.69
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)(△は純損失金額)	4.24	3.67	△12.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3.68	3.18	—
自己資本比率(%)	13.7	12.7	12.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△10,833	△6,025	15,512
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△320	△3,199	△8,686
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,978	2,590	△7,369
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	18,121	14,671	21,289
従業員数(人)	13,661	14,553	14,341

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、新規設立により新たに連結子会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
Philippine Taiyo Aqua Farming Corporation	Manila, Philippines	25,000千PHP	水産事業	60.00(60.00)	

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数で記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	14,553 [9,494]
---------	----------------

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	159 [0]
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社従業員は、(株)マルハニチロ水産及び(株)マルハニチロ食品からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

当第1四半期連結会計期間における生産・仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
水産事業	129,637	88.9
食品事業	51,296	93.8
保管物流事業	3,437	106.1
その他の事業	2,050	74.6
合計	186,421	90.3

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同四半期比（%）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（%）
その他の事業	958	107.5	2,099	128.0

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
水産事業	124,285	82.9
食品事業	70,408	97.8
保管物流事業	3,807	103.7
その他の事業	2,367	78.9
合計	200,868	87.9

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先がないため省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、雇用・所得環境は悪化するなど、景気は厳しい状況で推移しました。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、個人消費は弱い動きで推移し、厳しい状態が続く展開となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、マルハとニチロの経営統合効果の追求をはじめとする中期三カ年経営計画「ダブルウェーブ21」の目標達成に注力してまいりました。

当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、景気低迷の影響が大きく、売上高は200,868百万円（前年同期比12.1%減）、営業利益は2,051百万円（前年同期比66.3%減）、経常利益は2,080百万円（前年同期比66.3%減）となりました。特別利益として、連結子会社であるマダガスカル水産㈱の株式譲渡に伴う事業整理損失引当金戻入額等760百万円を計上した結果、四半期純利益は1,888百万円（前年同期比12.4%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の役割を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向に注視しながら、お客様のニーズに対応した効率的な仕入れと販売を行い、収益の確保に努めました。

当第1四半期連結会計期間については、景況感が回復しないなか、消費減退に伴う荷動きの鈍化により相場は低迷し、売上、利益とも減少となりました。漁業・養殖事業は、マダガスカル事業など事業整理による取扱高の減少や、マグロをはじめとする主要魚種の相場下落により減収減益となりました。北米事業は、スケソウダラの操業長期化に伴う生産コストの増加、また販売の遅れにより売上高は半減し、減益となりました。水産商事事業は、エビやホタテでは増益を果たしたものの、刺身用マグロなどの高級魚を中心に相場は下落、販売低迷により減収減益となりました。荷受事業は、九州地区統合による競争力強化を図りましたが消費低迷に伴う取り扱い数量減や在庫増加によるコスト増により減収減益となりました。戦略販売事業は、低価格への対応により減収となりましたが、赤字事業の改善などにより増益となりました。以上の結果、売上高は124,285百万円（前年同期比17.1%減）、営業損失は506百万円となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用の冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・魚肉ソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化成品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

当第1四半期連結会計期間については、依然として景気低迷による消費マインドの冷え込みが続きましたが、原材料価格の低下やコスト削減などにより、利益面では改善が見られました。

冷凍食品事業では、国内自社工場生産品の販売が順調だったことに加え、春に発売した“あけぼの華炒麺（ハナチャオメン）”などの市販用新商品が好調に推移したことから、増収増益となりました。加工食品事業では、缶詰においてアイテム集約やコスト削減など収益構造の改善に努めるとともに健康を意識した機能性ゼリー“ゼリーdeゼロ”が順調に推移しましたが、魚肉ソーセージやちくわにおける価格競争が厳しく、全体としては減収減益となりました。畜産事業では、消費停滞と国内過剰在庫による市況低迷に加え、豚インフルエンザの発生も影響し、減収減益となりました。化成品事業では、プロタミンや即席麺向けのフリーズドライ製品が順調に推移し、増収増益となりました。また、アジア・オセアニア事業では、タイにおける生産工場の欧米向け販売が景気低迷の影響から振るわなかったものの、主原料価格の低下やコスト削減による原価率改善により、減収増益となりました。以上の結果、売上高は70,408百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益は3,273百万円（前年同期比46.8%増）となりました。

保管物流事業

消費低迷の影響により貨物の荷動きが鈍い状況が続きましたが、畜産品、冷凍食品の集荷に注力した営業活動に取り組んだ結果、売上高は3,807百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は264百万円（前年同期比33.3%増）となりました。

その他の事業

売上高は2,367百万円（前年同期比21.1%減）、営業利益は82百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

日本

冷え込んだ消費者心理による販売低迷、在庫増加に伴い売上高は185,828百万円（前年同期比10.7%減）、営業利益は3,008百万円（前年同期比46.8%減）となりました。

北米

主要魚種であるスケソウダラのシーズン前半の貧漁による操業長期化、これに伴う助子やすりみ販売の遅れにより売上高は7,333百万円（前年同期比34.5%減）、営業損失は199百万円となりました。

ヨーロッパ

販売不振と、保管費用の増加により売上高は409百万円（前年同期比76.8%減）、営業損失は24百万円となりました。

アジア

タイにおける生産工場の欧米向け販売が景気低迷の影響から振るわなかったものの主原料価格の低下やコスト削減により原価率を改善したこと、マレーシアにおける養殖エビの販売が順調に推移したことなどから、売上高は6,763百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益は579百万円となりました。

その他の地域

売上高は534百万円（前年同期比26.9%減）、営業利益は44百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、手元資金並びに借入により得られた資金を、主として需要期に向けた販売在庫の確保や設備投資に使用した結果、当第1四半期連結会計期間末には14,671百万円と前連結会計年度末に比べ6,618百万円減少いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は、主に需要期に向けた取り組みにより販売在庫が増加したこと等によるもので、6,025百万円となり、前年同期に比べ4,808百万円減少いたしました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、主に設備投資等による支出によるもので、3,199百万円となり、前年同期に比べ2,879百万円増加いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は、主に営業活動による資金需要を補うため借入による資金調達を実施したことによるもので、2,590百万円となり、前年同期に比べ5,388百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、183百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループでは財務体質強化を図るため、㈱みずほコーポレート銀行他と総額255億円の特定期間枠契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は534,804百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,345百万円増加いたしました。これは主として需要期に向けた対応により、売上債権及びたな卸資産が増加したことによるものであります。

負債は452,678百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,129百万円増加いたしました。これは主として需要期に向けた対応に伴う資金需要の増加等により、借入金が増加したことによるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は82,125百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,215百万円増加いたしました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
第二種優先株式	4,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	508,574,884	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数1,000株 (注1・6)
第一種 優先 株式	7,030,000	同左	—	単元株式数1,000株 (注2・3・6)
第二種 優先 株式	4,000,000	同左	—	単元株式数1,000株 (注4・5・6)
計	519,604,884	同左	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式 (以下「第一種優先株式」という。)
- (2) 発行株式数 第一種優先株式2,000万株
- (3) 発行価額 1株につき1,000円
- (4) 発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円
- (5) 払込期日 平成17年3月25日(金曜日)
- (6) 配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)
- (7) 募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。
- (8) 第一種優先配当金
 - (イ) 第一種優先配当金の額
1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39銭とする。
 - (ロ) 非累積条項
ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。
 - (ハ) 非参加条項
第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。
- (ニ) 第一種優先中間配当金
当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。

(9) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(10) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(11) 募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(12) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間

平成18年9月1日から平成27年3月24日まで

(ロ) 取得の条件

第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。

(c) 取得価額の調整

取得価額は、第一種優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13)取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(14)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

3. 第一種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）

(2)発行新株式数 第二種優先株式 4,000,000株

(3)発行価額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(2)の発行数で除した金額

(4)資本及び資本準備金組入額 資本組入額 0円
資本準備金組入額 0円

(5)発行価額の総額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額

(6)資本及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 0円
資本準備金組入額の総額 0円

(7)発行日 平成19年10月1日（月曜日）

(8)発行方法 本株式交換の効力発生日前日の最終の株式会社マルハニチロ食品の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する株式会社マルハニチロ食品優先株式1株につき当社の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付する。

(9)第二種優先配当金

(イ)第二種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録質権者（以下「第二種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金（以下「第二種優先配当金」という。）を配当する。

(ロ)第二種優先配当金の額

1株あたりの第二種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第二種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。なお、初年度の第二種優先配当金についても、日割り計算は行わず、上記と同額とする。

第二種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が80円を超える場合は、第二種優先配当金の額は80円とする。

第二種優先配当率は、平成19年10月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

平成22年3月期にかかる配当まで

$$\text{第二種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 1.5\%$$

平成23年3月期にかかる配当から

$$\text{第二種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 3.0\%$$

第二種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成19年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成19年3月30日または各配当率修正日において、午前11時における日本円1年物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていなければ、同日

(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

(ハ) 累積条項

ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(ニ) 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(11) 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(12) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、第二種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(13) 取得請求権

第二種優先株主は、当会社に対して、下記に定める条件により、当会社が第二種優先株式を取得すると引換えに当会社普通株式を交付することを請求することができる。

(イ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

(ロ) 第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式数の算定方法

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が取得請求に際して提出した第二種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金銭の交付は行わない。

(ハ) 第二種優先株式の取得を請求することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

(ニ) 交付価額

(a) 当初交付価額

当初交付価額は、平成22年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(b) 交付価額の修正

交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日(以下それぞれ「交付価額修正日」という。)に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される。(修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

(c) 交付価額の調整

①第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。交付価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 交付価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）、調整後交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当会社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該権利行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- (iv) 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。交付価額調整式に使用する交付普通株式数は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用する。
- (v) 上記(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会または取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。
- ②上記①に掲げる場合のほか、(i)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割等により交付価額の調整を必要とする場合、(ii)その他当会社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により交付価額の調整を必要とする場合、(iii)交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるときには、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。

- ③ 交付価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後交付価額を適用する日（ただし、上記①(v)の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記①または②で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、交付価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ④ 交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とし、また、交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から自己株式の数を控除した数とする。
- ⑤ 交付価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記①(i)の場合は当該払込金額（無償割当ての場合は0円）
 - (ii) 上記①(ii)の場合は0円
 - (iii) 上記①(iii)の場合は、当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。
 - (iv) 上記①(iv)の場合は0円
 - (v) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ホ) 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(ヘ) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(14) 取得条項

当社は、取得を請求することができる期間中取得請求のなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、その全てを取得する。当社は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額をもって一斉取得価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(15) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(16) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

5. 第二種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6. 提出日現在発行数には、平成21年8月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式及び第二種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	519,604,884	—	31,000	—	12,250

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000 第二種優先株式 4,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 279,000 (相互保有株式) 52,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 495,209,000	495,209	同上
単元未満株式	普通株式 13,034,884	—	—
発行済株式総数	519,604,884	—	—
総株主の議決権	—	495,209	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,240株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数15個が含まれております。

②【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%)
(自己株式) 株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	279,000	—	279,000	0.05
(相互保有株式) 境港魚市場株式会社	鳥取県境港市昭和町9番 地7	50,000	—	50,000	0.01
株式会社ニチロサンフ ーズ	新潟県長岡市南陽一丁目 1027番1号	2,000	—	2,000	0.00
計	—	331,000	—	331,000	0.06

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高 (円)	142	153	159
最低 (円)	126	127	144

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,825	22,485
受取手形及び売掛金	98,337	93,858
有価証券	1,504	0
商品及び製品	109,034	98,703
仕掛品	12,996	12,447
原材料及び貯蔵品	17,818	18,598
短期貸付金	2,141	1,492
繰延税金資産	6,737	6,417
その他	14,818	14,971
貸倒引当金	△1,007	△2,135
流動資産合計	278,207	266,839
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	* 54,033	* 54,136
機械装置及び運搬具（純額）	* 25,717	* 25,742
土地	64,123	64,081
建設仮勘定	4,441	3,330
その他（純額）	* 1,993	* 2,020
有形固定資産合計	150,309	149,312
無形固定資産		
のれん	19,895	20,193
その他	8,122	8,253
無形固定資産合計	28,017	28,446
投資その他の資産		
投資有価証券	33,405	31,644
長期貸付金	15,475	15,493
繰延税金資産	13,159	14,417
その他	28,066	26,193
貸倒引当金	△11,837	△10,888
投資その他の資産合計	78,270	76,861
固定資産合計	256,596	254,620
資産合計	534,804	521,459

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,098	35,426
短期借入金	209,294	204,486
未払法人税等	946	1,422
引当金	1,668	2,243
その他	34,630	32,300
流動負債合計	282,638	275,879
固定負債		
長期借入金	131,202	129,122
繰延税金負債	5,424	5,302
退職給付引当金	25,773	25,283
その他の引当金	377	394
その他	7,261	7,566
固定負債合計	170,039	167,670
負債合計	452,678	443,549
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	35,780	44,722
利益剰余金	6,642	△2,424
自己株式	△56	△54
株主資本合計	73,365	73,243
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	513	△1,415
繰延ヘッジ損益	△36	△52
為替換算調整勘定	△5,898	△7,802
評価・換算差額等合計	△5,421	△9,269
少数株主持分	14,181	13,936
純資産合計	82,125	77,910
負債純資産合計	534,804	521,459

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	228,581	200,868
売上原価	196,831	174,284
売上総利益	31,749	26,584
販売費及び一般管理費		
販売手数料	1,786	2,073
保管費	2,081	2,033
発送配達費	4,575	4,145
広告宣伝費及び販売促進費	944	1,163
従業員給料	5,456	5,454
法定福利及び厚生費	1,141	1,056
退職給付費用	894	992
減価償却費	404	419
研究開発費	220	183
のれん償却額	311	314
その他	7,848	6,694
販売費及び一般管理費合計	25,665	24,532
営業利益	6,084	2,051
営業外収益		
受取利息	144	88
受取配当金	602	696
為替差益	280	211
持分法による投資利益	202	115
雑収入	641	544
営業外収益合計	1,871	1,655
営業外費用		
支払利息	1,450	1,278
雑支出	328	347
営業外費用合計	1,779	1,626
経常利益	6,175	2,080

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
特別利益		
前期損益修正益	69	0
固定資産売却益	21	36
貸倒引当金戻入額	63	80
事業整理損失引当金戻入額	—	*2 619
その他	42	22
特別利益合計	196	760
特別損失		
前期損益修正損	8	1
固定資産処分損	296	43
減損損失	—	41
商品在庫関連損失	*1 670	—
その他	128	62
特別損失合計	1,104	149
税金等調整前四半期純利益	5,267	2,691
法人税、住民税及び事業税	2,667	698
法人税等調整額	185	△163
法人税等合計	2,852	534
少数株主利益	257	268
四半期純利益	2,156	1,888

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,267	2,691
減価償却費	3,409	3,248
減損損失	—	41
のれん償却額	311	305
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△295	△213
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	322	503
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△619
受取利息及び受取配当金	△747	△785
支払利息	1,450	1,278
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,162	△3,892
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,673	△8,629
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,313	396
その他	△2,933	896
小計	△8,737	△4,780
法人税等の支払額	△2,096	△1,245
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,833	△6,025
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△27	△7
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,401	3
子会社出資金の取得による支出	△24	—
有形固定資産の取得による支出	△3,967	△2,795
有形固定資産の売却による収入	303	150
貸付けによる支出	△1,082	△652
貸付金の回収による収入	496	75
利息及び配当金の受取額	662	293
その他	△81	△267
投資活動によるキャッシュ・フロー	△320	△3,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	18,431	△2,291
長期借入れによる収入	3,003	16,240
長期借入金の返済による支出	△10,205	△7,738
配当金の支払額	△1,741	△1,765
少数株主からの払込みによる収入	30	20
少数株主への配当金の支払額	△206	△436
利息の支払額	△1,427	△1,385
その他	94	△53
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,978	2,590
現金及び現金同等物に係る換算差額	121	16
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,054	△6,618
現金及び現金同等物の期首残高	21,176	21,289
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 18,121	* 14,671

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、Philippine Taiyo Aqua Farming Corporation を新規設立したことにより連結子会社に含めることといたしました。 また、前連結会計年度において連結子会社であった鹿児島魚市(株)、北海道あけぼの食品(株)、(株)エヌ・エー・コーポレーションについては、当第1四半期連結会計期間において吸収合併したため、連結子会社の数が減少しております。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(2) 変更後の連結子会社の数 99社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	_____

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社の税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
* 有形固定資産の減価償却累計額は、212,317百万円であります。	* 有形固定資産の減価償却累計額は、207,565百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
* 1. 「商品在庫関連損失」の内訳 商品評価損648百万円、その他22百万円であります。	* 2. 「事業整理損失引当金戻入額」の内訳 マダガスカル事業売却の基本契約締結による損失見込額の見直しにより前連結会計年度に計上した、事業整理損失引当金の取崩し618百万円、その他1百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 18,834百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △712百万円 現金及び現金同等物 18,121百万円	現金及び預金勘定 15,825百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,154百万円 現金及び現金同等物 14,671百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数

普通株式	508,574,884株
第一種優先株式	7,030,000株
第二種優先株式	4,000,000株
- 自己株式の種類及び株式数

普通株式	311,903株
------	----------
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,524	3	平成21年3月31日	平成21年6月26日	資本剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成21年3月31日	平成21年6月26日	資本剰余金
	第二種優先株式	97	24.43	平成21年3月31日	平成21年6月26日	資本剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,524百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は、1,524百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	149,941	71,969	3,670	3,000	228,581	—	228,581
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,971	1,490	1,181	149	7,792	(7,792)	—
計	154,913	73,459	4,851	3,149	236,374	(7,792)	228,581
営業利益(又は営業損失)	4,803	2,230	198	△3	7,228	(1,143)	6,084

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	124,285	70,408	3,807	2,367	200,868	—	200,868
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,719	1,442	1,231	138	7,532	(7,532)	—
計	129,004	71,851	5,038	2,506	208,401	(7,532)	200,868
営業利益(又は営業損失)	△506	3,273	264	82	3,113	(1,061)	2,051

(注) 1. 事業区分は主として内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分		主要製品
水産事業	漁業、魚介類販売業、荷受業	冷凍魚介・すりみ・鮮魚
食品事業	食品加工・販売業	缶詰・冷凍食品・魚肉ハムソーセージ・畜産物
保管物流事業	冷蔵倉庫業、運送業	—————
その他の事業	海運業ほか	—————

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	208,203	11,192	1,761	6,692	731	228,581	—	228,581
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	781	8,243	—	2,495	242	11,763	(11,763)	—
計	208,984	19,436	1,761	9,188	973	240,344	(11,763)	228,581
営業利益(又は営業損失)	5,650	1,947	48	△310	△87	7,248	(1,163)	6,084

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	185,828	7,333	409	6,763	534	200,868	—	200,868
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	889	4,345	—	2,433	98	7,766	(7,766)	—
計	186,717	11,678	409	9,196	633	208,635	(7,766)	200,868
営業利益(又は営業損失)	3,008	△199	△24	579	44	3,408	(1,356)	2,051

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北 米 : アメリカ

ヨーロッパ : イギリス、スイス、オランダ

ア ジ ア : タイ、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン

その他の地域 : マダガスカル、ニュージーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動のあるデリバティブ取引は、以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)			
		契約額等 (百万円)	契約額のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	契約額のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引								
	売建	14,038	—	14,401	△362	6,979	—	7,078	△99
	買建	5,792	—	6,075	282	6,230	—	6,334	104
	通貨スワップ取引								
	受取米ドル・支払円	6,071	4,056	△66	△66	—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 111.93 円	1株当たり純資産額 103.69 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	82,125	77,910
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	25,233	25,204
(うち優先株式に係る純資産)	(11,030)	(11,030)
(うち少数株主持分)	(14,181)	(13,936)
(うち優先株式配当金)	(22)	(238)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(百万円)	56,891	52,705
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(千株)	508,262	508,278

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.24 円	1株当たり四半期純利益金額	3.67 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.68 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.18 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,156	1,888
普通株主に帰属しない金額(百万円)	24	22
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,132	1,865
普通株式の期中平均株式数(千株)	502,883	508,271
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	24	22
(うち優先株式配当金)	(24)	(22)
普通株式増加数(千株)	82,932	86,171
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当該取引残高が前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社マルハニチロホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。